

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和7年5月20日午後1時30分から令和7年第5回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野まり子	第12番委員	佐藤 浩幸
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝弘
第4番委員	倉田和久	第14番委員	山路 和弘
第5番委員	渡辺好章	第15番委員	小坂 倫充
		第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋 正則
第10番委員	高橋義隆	第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口 潤
事務局長補佐	高橋 真一郎
係長	田尻 和稔
主査	巴 春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
- 議案第4号 令和6年度金ヶ崎町農業委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	田尻 和稔
主査	巴 春菜

- 議 長 只今から令和7年第5回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には7番高橋重貴委員、8番及川宏和委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知ついてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、番号1番と2番の案件について、17番小嶋教三委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——17番委員退席——

議 長 これより、番号1番と2番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
番号1番と2番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
17番小嶋教三委員の入席を許します。
——17番委員入席——

議 長 17番小嶋教三委員の案件については、原案のとおり決定しました。
次に、番号3番と4番の案件について、質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第6、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
つづいて、現地調査の報告を求めます。
1番坂井聡委員より報告願います。

第1番委員 1番坂井です。5月19日午前に、西部地区の高橋正則会長職務代理、倉田和久委員、佐藤祝委員、事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。
借受人である[]が、事業用として宅地造成の地盤改良の埋め立て等に使用する砂利を採取するため、貸付人である土地所有者の[]から田を賃貸借により借受け、2年間の一時転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、農振計画の農用区域内農地ですが、農地転用目的の例外規定である3年以内の一時転用に該当することから許可できるものと考えます。

次に、一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、農地転用の妨げとなる権利を有する者からの同意を得ており、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、北側に農地がありますが、保安距離を設け、防護柵を設置する計画であるため、周辺農地への被害は予想されないものと判断します。

また、砂利採取完了後は、自社保有の山林から土を運び入れ土壌改良して現状に復旧する計画になっております。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

第 1 2 番 委 員

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番佐藤です。砂利を採取するということですが、田から砂利を取るということに違和感があります。そんなに砂利だらけの田なのでしょうか。

事 務 局

今まで田として使用していたのではないのでしょうか。

12番佐藤委員のご質問にお答えします。

現況としては、田ですが牧草を作付けしています。

選定した理由の一つとしては、隣接地に自社保有の原野があり、資材等を置くことができる他、過去にも付近で砂利採取をした実績もあるため、選定したとのことです。

議 長

その他、質疑ございませんか。

議 長

——なしの声あり——

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

議 長

——なしの声あり——

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第7、議案第3号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事	務	局	【事務局 朗読説明】
議		長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ——なしの声あり——
議		長	質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論ございませんか。 ——なしの声あり——
議		長	討論なしと認めます。 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議案第3号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、 原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。 ——委員挙手——
議		長	挙手全員であります。 よって、本案は、原案のとおり決定しました。
議		長	日程第8、議案第4号令和6年度金ケ崎町農業委員及び農業委員会 の最適化活動の点検・評価についてを議題とします。 事務局説明を求めます。
事	務	局	【事務局 朗読説明】
議		長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 ——なしの声あり——
議		長	質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論ございませんか。 ——なしの声あり——
議		長	討論なしと認めます。 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議案第4号令和6年度金ケ崎町農業委員及び農業委員会の最適化活 動の点検・評価について、原案のとおり決定することに賛成する委員 の挙手を求めます。 ——委員挙手——
議		長	挙手全員であります。 よって、本案は、原案のとおり決定しました。
議		長	これで、本日の日程は、全部終了いたしました。 令和7年第5回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。 ご苦労さまでした。

時間 14 時 00 分